

相模原市における「認知症カフェ」の考え方について

1 目 的

「認知症カフェ（以下「カフェ」という。）」は、次の（１）～（４）のいずれにも該当する場であって、認知症のある人と家族が、身近な地域の人々との社会的な交流を通し、孤立することなく安心した時間がもてるように実施されるもの。

- （１）認知症のある人（疑い含む）が、自分の役割や楽しみ、居場所を持つ事ができるなど生き生きと過ごせる場
- （２）家族が交流や相談等を通してホッと安心できる場
- （３）本人・家族・地域住民・専門職など誰もが対等な立場で参加し、交流を図り、社会とつながることができる場
- （４）ボランティア（キャラバンメイト・認知症サポーター及び一般市民等）が活動できる場

2 カフェの対象者

- （１）認知症のある人とその家族
- （２）認知症の心配のある人とその家族
- （３）地域住民、専門職、ボランティア

3 望ましい実施・運営方法

- （１）カフェを開設するにあたっては、継続的運営をしていくための具体的方法（会場・経費・人材・予約の要否・協力機関との連携等）について十分な検討を行う。
- （２）カフェの開催にあたっては、チラシの作成・配布や地域情報紙への掲載など、地域住民に周知を行い、広く参加者を募るよう努める。
※チラシ配布先：地域包括支援センター、市関係機関（高齢・障害者支援課、高齢・障害者相談課、まちづくりセンター・公民館）、医療機関、居宅介護支援事務所、介護サービス事業所等
- （３）原則として、定期開催を基本とし、参加者が参加しやすいよう日時や場所を固定するなど工夫する。
- （４）地域包括支援センター等の、地域にある関係機関や団体と、対象者の紹介や必要な相談支援へつなぐ等の連携を行う。
- （５）定期的に運営方法や参加者の状況等の振り返りを行い、カフェの目的達成ができるよう努める。
- （６）運営スタッフ（ボランティア等）は、認知症についての正しい理解や対応力向上の研鑽に努める。

4 留意事項

- （１）個人情報の取り扱いについて
カフェの運営上得られた個人情報については、取り扱いに留意する。
- （２）衛生管理
茶菓等を提供する際には衛生管理に留意する。
- （３）会場確保の考え方
介護福祉施設の地域交流スペースや、認知症支援に理解のある団体・店舗等、地域資源の活用を検討する。
- （４）参加料について
参加料を設ける場合は、営利目的とはせず、飲食費等の実費相当分等を考慮して設定する。
- （５）事故等リスク管理について
運営団体は、事故等発生時の対応や賠償責任保険・傷害保険等の加入について、あらかじめ検討するなど、責任体制を構築しておく。